

第7期佐賀市障害福祉計画
(2024~2026)

第3期佐賀市障害児福祉計画
(2024~2026)
【計画案】

目次

はじめに.....	1
1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要.....	1
(1)計画策定の趣旨・背景.....	1
(2)法令の根拠・位置づけ.....	2
(3)目標年度と計画期間.....	2
(4)計画の策定体制.....	2
2. 障害者総合支援法等の概要.....	3
(1)障害福祉サービス等の体系.....	3
第1章 障がい者の状況.....	5
(1)身体障がい者の状況.....	5
(2)知的障がい者の状況.....	7
(3)精神障がい者の状況.....	8
(4)難病患者の状況.....	9
【第7期佐賀市障害福祉計画】	
第2章 計画の目標.....	10
1. 令和8年度に向けた目標の設定.....	10
(1)施設入所者の地域生活への移行等.....	10
(2)地域生活支援の充実.....	11
(3)福祉施設から一般就労への移行等.....	12
(4)相談支援体制の充実・強化等.....	14
(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	16
第3章 障害福祉サービス等の見込み量と方策.....	17
1. 障害福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策.....	17
(1)訪問系サービス.....	17
(2)日中活動系サービス.....	20
(3)居住系サービス.....	24
(4)相談支援.....	26
2. 地域生活支援事業の見込み量と方策.....	28
(1)必須事業.....	28
(2)任意事業.....	31
(3)地域生活支援促進事業.....	33
3. 障害福祉サービス等の確保のために.....	34
(1)障がい福祉人材の確保.....	34

【第3期佐賀市障害児福祉計画】

第4章 計画の目標.....	35
(1)障がい児支援の提供体制の整備等	35
第5章 障害児支援サービス等の見込み量と方策.....	37
1. 障害児福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策.....	37
(1)障害児通所支援	37
第6章 計画の推進体制.....	40
1. 制度の普及啓発等	40
2. 計画の推進体制	40
3. 計画の進行管理	40

はじめに

1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要

(1) 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい福祉施策は、全ての国民が、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的とした「障害者基本法」の理念を基本として進められてきました。

平成18年度（2006年度）には、「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の福祉施策の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備が進められてきました。

「障害者自立支援法」は、平成25年（2013年）4月に「障害者総合支援法」へ改正され、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病等を障がい者の定義に加える等、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成30年（2018年）4月に児童福祉法等とともに改正され、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実や新設等が行われました。

また、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法（令和元年（2019年）6月施行）」や、障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年（2022年）5月施行）」など、障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな形で情報の取得利用等を支援するための法律が整備されています。

本市においても、令和5年（2023年）4月に「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、各種施策に取り組むこととしています。

令和3年（2021年）9月には、「医療的ケア児支援法」が施行され、「医療的ケア」及び「医療的ケア児」の定義が規定され、国及び地方公共団体等の責務が明記されました。

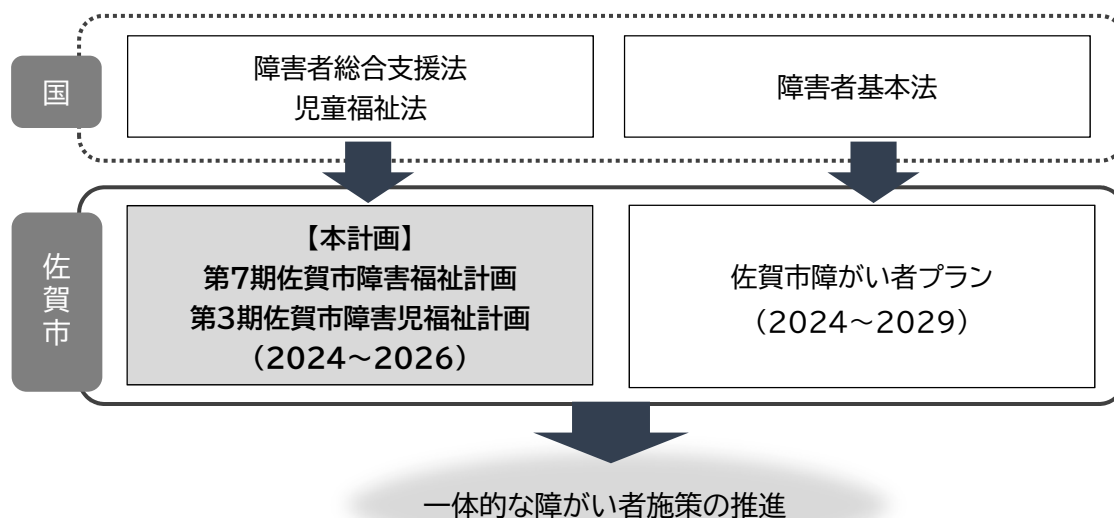
これらの状況を踏まえ、本市では、障害者基本法に基づく「佐賀市障がい者プラン（2024～2029）」を策定し、総合的な施策を展開するとともに、「第6期佐賀市障害福祉計画（2020～2023）」及び「第2期佐賀市障害児福祉計画（2020～2023）」の計画期間終了に伴い、「第7期佐賀市障害福祉計画（2024～2026）」及び「第3期佐賀市障害児福祉計画（2024～2026）」を策定しました。

(2)法令の根拠・位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

「佐賀市障がい者プラン」(障害者基本法第 11 条第 3 項)が、本市における障がい福祉全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

●計画の位置づけ●



(3)目標年度と計画期間

本計画は、令和8年度(2026 年度)を目標年度とし、令和6年度(2024 年度)から令和8年度(2026 年度)までの3か年を計画期間とします。

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
佐賀市障がい者プラン 2024~2029					
【本計画】 第7期佐賀市障害福祉計画 第3期佐賀市障害児福祉計画			第8期佐賀市障害福祉計画 第4期佐賀市障害児福祉計画		

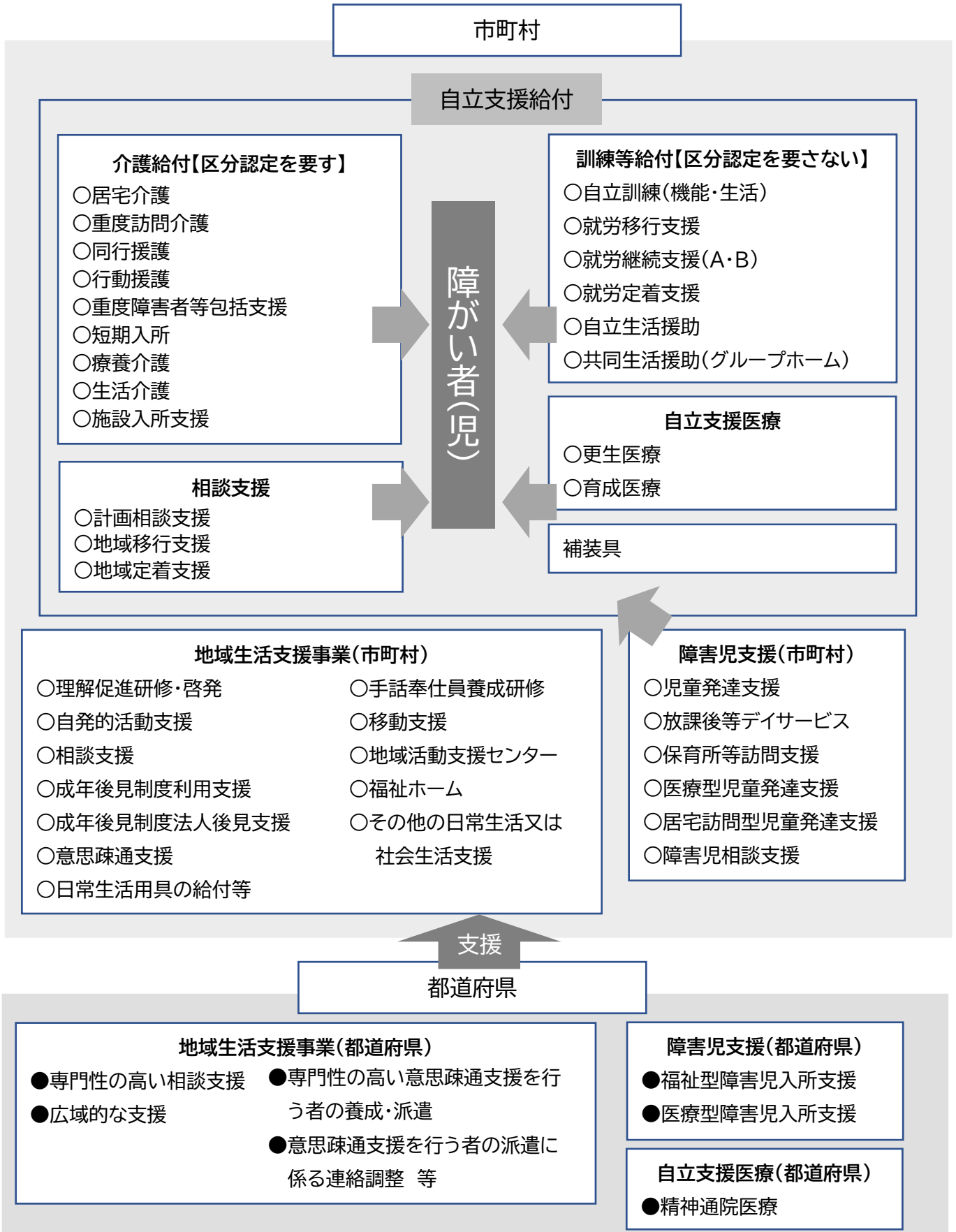
(4)計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者団体や障がい福祉事業所等の関係機関・団体にヒアリング調査を実施し、障がい者や家族等の意向把握を行い、計画策定に反映しました。

さらに、「佐賀地区自立支援協議会」での意見聴取、パブリックコメントにおける市民の意見を踏まえ、「佐賀市障がい者プラン等策定委員会」で計画の内容を審議し、策定しました。

2. 障害者総合支援法等の概要

(1) 障害福祉サービス等の体系



■相談支援事業の区分

相談の種類	相談の内容	実施事業者
相談支援	・一般的な相談支援	・指定特定相談支援事業者 ・指定一般相談支援事業者
計画相談支援	・サービス等利用計画の作成	・指定特定相談支援事業者
地域移行支援	・障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している障がい者の地域移行に伴う住居の確保、地域生活の準備、地域移行への相談支援	・指定一般相談支援事業者
地域定着支援	・地域で暮らす障がい者への緊急時の連絡、相談支援	・指定一般相談支援事業者
障害児相談支援	・一般的な相談支援	・指定障害児相談支援事業者
	・障害児支援利用計画の作成	

■障害児支援の体系

主体	根拠法	サービス名称	
市	児童福祉法	障害児通所支援	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
		障害児相談支援	・障害児支援利用援助
県	児童福祉法	障害児入所支援	・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設

第1章 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳の交付を受け、施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの支援を受けることができます。

身体障がい者数の推移をみると、平成 27 年度(2015 年度・10,925 人)以降は減少傾向が続いています。

障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、令和4年度では全体の 52.8%を占めており、次いで、内部機能障がい が 31.3%となっています。

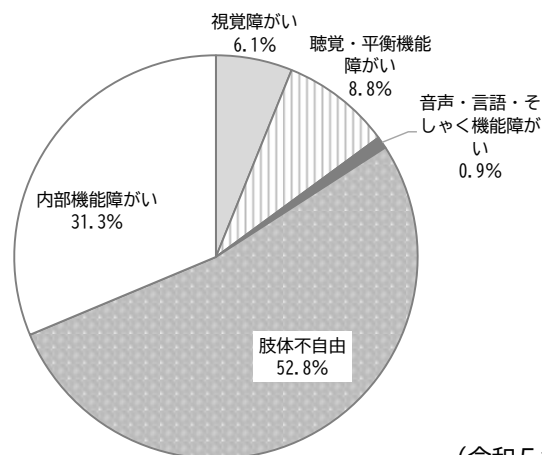
■身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人、%

種別		年度	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	視覚障がい		684	673	663	646	643	642
	聴覚・平衡機能障がい		940	973	981	970	949	924
	音声・言語・そしゃく機能障がい		96	95	103	102	94	99
	肢体不自由		5,939	5,879	5,792	5,645	5,651	5,543
	内部機能障がい		3,164	3,268	3,220	3,261	3,279	3,285
	計		10,823	10,888	10,759	10,624	10,616	10,493
	増減率 (%)		-	0.6	-1.2	-1.3	-0.1	-1.2
構成比 (%)	視覚障がい		6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.1
	聴覚・平衡機能障がい		8.7	8.9	9.1	9.1	8.9	8.8
	音声・言語・そしゃく機能障がい		0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9
	肢体不自由		54.9	54.0	53.8	53.1	53.2	52.8
	内部機能障がい		29.2	30.0	29.9	30.7	30.9	31.3
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度 3 月末現在)

■身体障がい者の障がい種別構成比■



(令和5年(2023年)3月末現在)

■身体障害者手帳所持者の等級別状況■

単位：人、%

種別	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい		245	200	30	43	95	29	642
聴覚・平衡機能障がい		58	158	99	259	5	345	924
音声・言語・そしゃく機能障がい		4	9	37	49	0	0	99
肢体不自由		699	854	732	1,436	1,335	487	5,543
内部機能障がい		1,844	53	677	711	0	0	3,285
	計	2,850	1,274	1,575	2,498	1,435	861	10,493
	構成比 (%)	27.2	12.1	15.0	23.8	13.7	8.2	100.0

(令和5年(2023年)3月末現在)

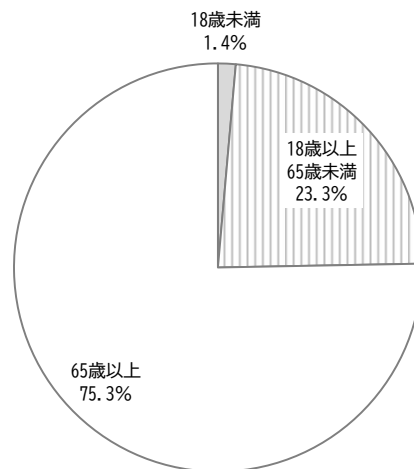
■身体障害者手帳所持者の年齢別状況■

単位：人、%

種別	年齢	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	計
視覚障がい		12	173	457	642
聴覚・平衡機能障がい		22	150	752	924
音声・言語・そしゃく機能障がい		0	33	66	99
肢体不自由		88	1,368	4,087	5,543
内部機能障がい		26	721	2,538	3,285
	計	148	2,445	7,900	10,493
	構成比 (%)	1.4	23.3	75.3	100.0

(令和5年(2023年)3月末現在)

■身体障害者手帳所持者の年齢別構成比■



(令和5年(2023年)3月末現在)

(2)知的障がい者の状況

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人を行い、次のように大別されます。

- ①A (最重度・重度)
 - ②B (中度・軽度)

知的障がい者数の推移をみると、年度によって多少増減があるものの、平成 30 年度(2018 年度)以降は、概ね横ばいの状況です。

障がいの程度では、B(中度・軽度)の割合が高くなっています。

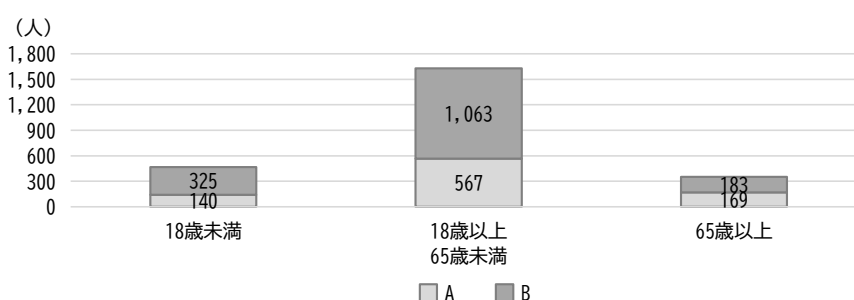
■療育手帳所持者数の推移■

単位：人、%

区分		年度	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	療育手帳 A	18 歳未満	156	152	145	138	146	140
		18 歳以上 65 歳未満	592	590	589	582	550	567
		65 歳以上	153	163	172	182	170	169
		小計	901	905	906	902	866	876
	療育手帳 B	18 歳未満	360	369	361	346	364	325
		18 歳以上 65 歳未満	950	987	987	1,000	987	1,063
		65 歳以上	168	174	184	194	182	183
		小計	1,478	1,530	1,532	1,540	1,533	1,571
	計		2,379	2,435	2,438	2,442	2,399	2,447
	増減率 (%)		-	2.4	0.1	0.2	-1.8	2.0
構成比 (%)	療育手帳 A	18 歳未満	6.6	6.2	5.9	5.7	6.1	5.7
		18 歳以上 65 歳未満	24.9	24.2	24.2	23.8	22.9	23.2
		65 歳以上	6.4	6.7	7.1	7.5	7.1	6.9
		小計	37.9	37.2	37.2	36.9	36.1	35.8
	療育手帳 B	18 歳未満	15.1	15.2	14.8	14.2	15.2	13.3
		18 歳以上 65 歳未満	39.9	40.5	40.5	41.0	41.1	43.4
		65 歳以上	7.1	7.1	7.5	7.9	7.6	7.5
		小計	62.1	62.8	62.8	63.1	63.9	64.2
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度 3 月末現在)

■療育手帳所持者の年齢別人数■



(令和 5 年 (2023 年) 3 月末現在)

(3)精神障がい者の状況

精神障がい者は、統合失調症、双極性障害、精神作用物質による中毒症又はその依存症、精神病質等の精神疾患のある人のことをいいます。精神障害者保健福祉手帳は1～3級と等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 29 年度(2017 年度)から令和4年度(2022 年度)にかけて、約 1.48 倍に増加しています。構成比をみると2級の割合が高くなっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数も同様に増加傾向にあり、平成 29 年度(2017 年度)から令和4年度(2022 年度)にかけて、約 1.23 倍に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移■

単位：人、%

年度		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	1 級	107	101	119	123	135	152
	2 級	1,015	1,045	1,139	1,193	1,261	1,472
	3 級	534	593	674	697	739	835
	計	1,656	1,739	1,932	2,013	2,135	2,459
	増減率 (%)	-	5.0	11.1	4.2	6.1	15.2
構成比 (%)	1 級	6.5	5.8	6.2	6.1	6.3	6.2
	2 級	61.3	60.1	59.0	59.3	59.1	59.9
	3 級	32.2	34.1	34.9	34.6	34.6	34.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自立支援医療受給者証 (精神通院) 所持者数		3,859	3,914	4,128	4,596	4,364	4,749
増減数 (人)		-	55	214	468	-232	385
増減率 (%)		-	1.4	5.5	11.3	-5.0	8.8

(各年度 3 月末現在)

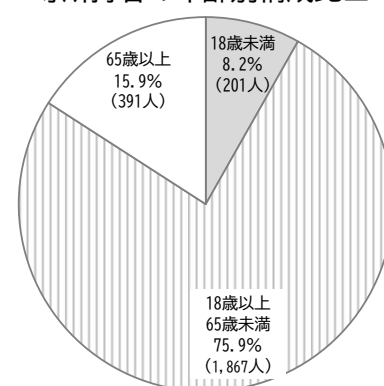
■精神障害者保健福祉手帳等所持者数の年齢別状況■

単位：人、%

年度	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	計
1 級	4	77	71	152
2 級	55	1,164	253	1,472
3 級	142	626	67	835
計	201	1,867	391	2,459
構成比 (%)	8.2	75.9	15.9	100.0
自立支援医療受給者証 (精神通院) 所持者数	256	3,558	935	4,749
構成比 (%)	5.4	74.9	19.7	100.0

(令和 5 年 (2023 年) 3 月末現在)

■精神障害者保健福祉手帳等所持者の年齢別構成比■



(令和 5 年 (2023 年) 3 月末現在)

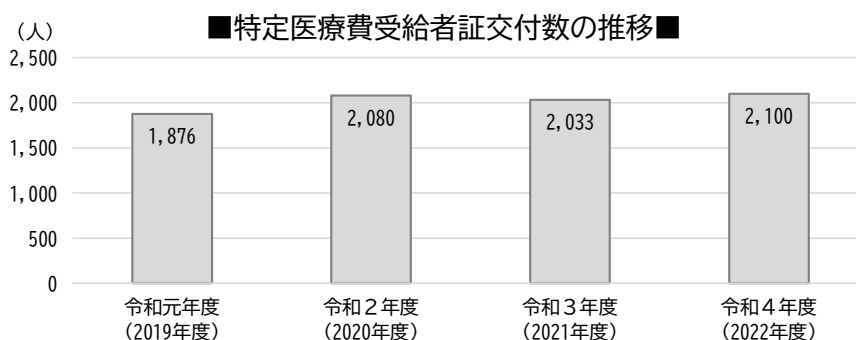
(4) 難病患者の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」に基づく指定難病※1(338 疾病)の医療費受給者証の交付状況をみると、本市の総数は令和4年度(2022 年度)で 2,100 人となっています。

医療費受給者証の交付人数は、概ね横ばいの状況です。

疾患別に見ると、令和4年度(2022 年度)で最も交付人数が多いのはパーキンソン病関連疾患(328 人)であり、潰瘍性大腸炎(291 人)、全身性エリテマトーデス(142 人)、クローン病(113 人)、後縦靭帯骨化症(60 人)と続きます。この順番は平成29年度(2017 年度)以降、変わりません。

また、令和3年(2021 年)11 月から医療費助成等の対象となる指定難病は、332 疾病から 338 疾病に拡大されており、令和6年4月から「障害者総合支援法」における難病の対象は 366 疾病から 369 疾病に拡大されます。



(各年度3月末現在)

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

■ 特定医療費受給者証交付数が多い上位5疾患 ■

単位：人

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
①パーキンソン病関連疾患	303	①パーキンソン病関連疾患	321	①パーキンソン病関連疾患	318	①パーキンソン病関連疾患	328
②潰瘍性大腸炎	261	②潰瘍性大腸炎	283	②潰瘍性大腸炎	268	②潰瘍性大腸炎	291
③全身性エリテマトーデス	128	③全身性エリテマトーデス	139	③全身性エリテマトーデス	144	③全身性エリテマトーデス	142
④クローン病	99	④クローン病	106	④クローン病	117	④クローン病	113
⑤後縦靭帯骨化症	65	⑤後縦靭帯骨化症	90	⑤後縦靭帯骨化症	70	⑤後縦靭帯骨化症	60
計	856	計	939	計	917	計	934

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

※1 指定難病 難病のうち厚生労働省が特に定めたもの。発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾患であって、長期の療養を必要とする難病であり、さらに患者数が一定数に達せず、客観的な診断基準が成立していること、その他厚生労働省で定める要件を満たしているもののうち、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者に良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものが指定される。

第2章 計画の目標

1. 令和8年度(2026年度)に向けた目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行等

【国の基本指針(令和8年度(2026年度)末の目標)】

- ・地域移行者数: 地域生活に移行する人について、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとする。
- ・施設入所者数: 令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者数を、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減することとする。

※施設入所者…「障がい者支援施設」に入所されている方をいいます。

【令和8年度(2026年度)の目標値】

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数(A)	326人	令和4年度(2022年度)末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数(B)	20人 6.2%	令和8年度(2026年度)末までに6%以上 (B) / (A)
【成果目標】 施設入所者の削減数(F)	17人 5.2%	令和8年度(2026年度)末までに5%以上 (F) / (A)

【目標達成のための方策】

○住居確保の相談や、居住後の地域生活が安定するまでの相談、さらに地域生活を継続していくための相談等に対応する支援体制の整備、地域ネットワークの体制の充実を図ります。また、障がいへの理解啓発を推進します。

○障がい者の重度化・高齢化に対応するために、グループホームの充実や必要なサービスの提供、地域生活支援拠点等整備の推進等を図ります。

(2)地域生活支援の充実

【国の基本指針(令和8年度(2026年度)末の目標)】

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

【令和8年度(2026年度)の目標値】

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	実施	神崎市及び吉野ヶ里町と、国が拠点整備に必要とする5つの機能のうち、「24時間365日の相談支援体制」、「緊急時の受け入れ先の確保」、「コーディネーターの配置」を実施済み
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年4回	PDCAサイクルの視点で継続的に検証・検討を実施
強度行動障がい有する方への支援体制の整備	実施	圏域においてケーススクリーニング等による支援ニーズの把握や支援体制の整備を進める

【目標達成のための方策】

- 既存の機能を維持・充実・改善させながら、残る2つの機能「体験の場・機会の提供」及び「専門的人材の確保・養成」を整備します。
- 自立支援協議会やTOMOIKIネット推進協議会等を活用し、拠点等の整備方針(目指すべき姿)を十分に検討します。また、地域の実情に沿った運営や課題に対する対応ができていないかを、中長期的に必要な機能の見直しを行い、その強化を行うために十分に検証及び検討を行います。
- 運営上の課題の共有等、拠点整備に関与する全ての機関及び人材の緊密な連携を強化します。

②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数	2	2	2	2	2	2
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	14	14	14	14	14	14

(3)福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針(令和8年度(2026年度)末の目標)】

- ・一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
 このうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上
 就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上
 就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

【令和8年度(2026年度)の目標値】

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	30人	令和3年度(2021年度)において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	39人	令和8年度(2026年度)において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 (A)×1.28

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	10人	令和3年度(2021年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	14人	令和8年度(2026年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 (A)×1.31

・就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	11人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	15人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労する人の数 (A)×1.29

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	9 人	令和3年度(2021 年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	12 人	令和8年度(2026 年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労する人の数(A)×1.28

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	50.0%	令和8年度(2026 年度)末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数(A)	10 人	令和3年度(2021 年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	15 人	令和8年度(2021 年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数(A)×1.41

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所数	25.0%	令和8年度(2026 年度)末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

【目標達成のための方策】

- ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、トライアル雇用事業やジョブコーチ等の制度を活用しながら一般就労への移行を推進します。
- 一般就労が困難な障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うため、就労継続支援事業(A型・B型)の利用を推進していきます。
- 就労選択支援を活用することで、障がい者本人の希望や能力に沿った就労の機会を提供していくための支援を推進します。
- 就労移行支援の利用者数を確保しつつ、就労定着支援の活用により、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労の継続を支援します。

(4)相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針(令和8年度(2026年度)末の目標)】

・各市町村において、令和8年度(2026年度)末までに基幹相談支援センターを設置する
 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う【新規】

【令和8年度(2026年度)の目標値】

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	実施	基幹相談支援センターを各市町村に設置
主任相談支援専門員の配置	実施	基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保する
(自立支援)協議会における地域のサービス基盤の開発・改善	実施	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

【目標達成のための方策】

○地域における人材育成や地域づくりの中核を担う人材である主任相談支援専門員の計画的な確保に努めます。

○(自立支援)協議会における個別事例の検討等を通じて明らかになった地域課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていけるように、専門部会等の内容の充実を図ります。

②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	362	172	200	200	200	200
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	7	13	16	16	16	16

	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	19	18	18	18	18	18
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	2	2	2	2
(自立支援)協議会における専門部会の設置数	2	2	2	2	2	2
(自立支援)協議会における専門部会の実施回数	10	10	10	10	10	10

(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針(令和8年度(2026年度)末の目標)】

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する

【令和8年度(2026年度)の目標値】

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
障害福祉サービスに係る各種研修の活用	実施	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を県や事業所と共有することで、請求内容の誤りを防止し、適正なサービスの提供を図る

【目標達成のための方策】

- 職員の資質向上を図るため、相談支援従事者初任者研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修等、専門分野に関わる各種研修・講座へ積極的に参加します。
- 国保連の審査エラーとなった内容を分析し、その結果を事業所へ提供することで、適切な請求事務へとつなげます。
- 請求明細内容の点検を行い、請求内容の誤りを防止します。

②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数						
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	実施	実施	実施	実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第3章 障害福祉サービス等の見込み量と方策

1. 障がい福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由の人または重度の知的障がい・精神障がいで常時介護を要する人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行います。
③同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、ヘルパー等が同行し、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)、移動の援護、排せつ・食事の介護等、その他必要な援助を行います。
④行動援護	知的障がい・精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に対して、居宅介護(ホームヘルプサービス)、重度訪問介護等を包括的に提供します。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第6期計画			第7期計画		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
訪問系 サービス 計	実績	人	450	453				
		時間分	7,582	7,824				
	見込	人	460	476	494	464	470	476
		時間分	8,486	8,945	9,424	8,366	8,728	9,095
①居宅介護	実績	人	314	310				
		時間分	4,376	4,293				
	見込	人	326	335	345	312	313	315
		時間分	5,150	5,293	5,451	4,368	4,382	4,410
②重度訪問 介護	実績	人	10	8				
		時間分	1,945	2,056				
	見込	人	9	10	11	9	10	11
		時間分	2,140	2,380	2,620	2,340	2,600	2,860
③同行援護	実績	人	65	72				
		時間分	674	816				
	見込	人	50	50	50	78	81	83
		時間分	525	561	600	975	1,053	1,121
④行動援護	実績	人	61	63				
		時間分	587	659				
	見込	人	75	81	88	65	66	67
		時間分	671	711	753	683	693	704
⑤重度障害 者等包括支 援	実績	人	0	0				
		時間分	0	0				
	見込	人	0	0	0	0	0	0
		時間分	0	0	0	0	0	0

【見込量の考え方】

①居宅介護

実績では、時間分・利用者ともに実績が見込みを下回っており、R3年度から4年度にかけて減少していますが、コロナ禍の影響による利用控え等が要因と考えられます。

第7期については、直近の実績が増加傾向にあることから、利用の増加を見込んでいます。

②重度訪問介護

実績では、時間分は見込みを下回っていますが、利用実績自体は増加しています。時間分についても、年度で増減はあるものの、増加傾向が見られます。

第7期については、実績を基に増加を見込んでいます。

③同行援護

実績では、時間分・利用者ともに見込みを上回っており、利用実績も増加しています。

第7期については、実績を基に増加を見込んでいます。

④行動援護

時間分・利用者はともに実績が見込みを下回っています。近年の利用実績は年度によって多少の増減は見られるものの、概ね横ばいで推移しています。

第7期については、コロナ禍の影響は緩和されると考え、利用の増加を見込んでいます。

⑤重度障害者等包括支援

実績はありませんでした。

第7期についても、県内に指定を受けている事業者がないため、利用者なしで見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

居宅介護については、障がいの特性や支援の状況等を勘案し、柔軟に対応しながら必要量を確保します。

同行援護や行動援護などの外出支援に係るサービスについては、コロナ禍により利用を控えていた障がい者からの利用希望の増加が予想されますが、ヘルパー不足からサービス量を十分には確保できない状況も考えられます。

関係機関と連携しながら人材の確保と定着に向けた取り組みを検討していきます。

(2)日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
①生活介護	常時介護が必要な人を対象に、昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練(機能訓練)	身体障がい者を対象に、自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
③自立訓練(生活訓練)	知的障がい・精神障がい者を対象に、一定期間、日常生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
④就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
⑤就労移行支援	一般企業等への就労を希望する、65歳未満の人を対象に、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を一定期間行います。
⑥就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な65歳未満の人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
⑦就労継続支援B型	年齢や体力の面で一般企業等で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかなかった人などに生産活動・その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
⑧就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。
⑨療養介護	医療に加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。
⑩短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第6期計画			第7期計画		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
①生活介護	実績	人	621	626				
		人日分	11,747	11,761				
	見込	人	619	630	642	650	663	676
		人日分	11,841	12,051	12,281	12,350	12,597	12,844
②自立訓練 (機能訓練)	実績	人	16	23				
		人日分	88	108				
	見込	人	25	25	25	26	28	30
		人日分	131	131	131	130	140	150
③自立訓練 (生活訓練)	実績	人	56	51				
		人日分	504	491				
	見込	人	65	65	65	45	42	39
		人日分	611	611	611	450	420	390
④就労選択支援	実績	人						
	見込	人					20	40
⑤就労移行支援	実績	人	86	81				
		人日分	675	517				
	見込	人	110	120	128	97	105	112
		人日分	880	960	1,024	631	683	728
⑥就労継続支援 A型	実績	人	306	334				
		人日分	4,896	5,216				
	見込	人	289	304	324	405	446	491
		人日分	4,826	5,076	5,410	6,480	7,136	7,856
⑦就労継続支援 B型	実績	人	990	1,046				
		人日分	15,306	16,369				
	見込	人	894	929	966	1,197	1,280	1,369
		人日分	13,946	14,492	15,069	19,152	20,480	21,904
⑧就労定着支援	実績	人	10	10				
	見込	人	10	13	17	12	13	15
⑨療養介護	実績	人	85	91				
	見込	人	85	85	85	91	91	91
⑩短期入所(ショートステイ)	実績	人	148	127				
		人日分	485	372				
	見込	人	184	193	202	145	154	161
		人日分	483	507	532	390	399	409

【見込量の考え方】

①生活介護

実績では、ほぼ見込みどおりで、利用実績も増加しています。
第7期については、実績を基に増加を見込んでいます。

②自立訓練(機能訓練)

実績では、人日分・利用者ともに見込みを下回っていますが、利用実績は増加しています。
第7期については、実績を基に増加を見込んでいます。

③自立訓練(生活訓練)

実績では、人日分・利用者ともに見込みを下回っており、利用実績は減少しています。
第7期については、実績を基に減少を見込んでいます。

④就労選択支援

令和7年10月から実施される新たな事業です。
原則として就労継続支援B型事業所を利用する際は、このサービスを利用することとなります。
第7期については、現在のアセスメントの状況を基に見込んでいます。

⑤就労移行支援

実績では、人日分・利用者ともに見込みを下回っており、利用実績も減少しています。
第7期については、利用実績を踏まえながらも、一般就労への移行における重要な役割を考慮し、増加を見込んでいます。

⑥就労継続支援A型

実績では、人日分・利用者ともに見込みを上回っており、利用実績も増加しています。
第7期については、実績を基に増加を見込んでいます。

⑦就労継続支援B型

実績では、人日分・利用者ともに見込みを上回っており、利用実績も増加しています。
第7期については、実績を基に増加を見込んでいます。

⑧就労定着支援

実績では、令和4年度では見込みを下回っており、利用実績は横ばいで推移しています。
第7期については、国の基本指針に基づき、令和3年度実績(10人)の1.41倍である15人が利用するものとして見込んでいます。

⑨療養介護

実績では、見込みを上回っていますが、医療的ケアを必要とする事業であり、対象者は特定されています。

第7期については、令和4年度実績と同数で見込んでいます。

⑩短期入所(ショートステイ)

実績では、人日分・利用者ともに見込みを下回っており、利用実績は、緩やかに減少しています。

第7期については、コロナ禍の影響は緩和され则认为、利用の増加を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

就労支援については、障がい者の個々の特性に対応し、その適性に応じた能力が発揮できるように、幅広い業種の就労や活動の機会の確保に努めます。

短期入所については、障がい者や家族からのニーズは高く、また地域生活支援拠点等整備における緊急時の受入先や、ひとり暮らしの体験の場としての活用も想定されます。必要量を確保するためには人材不足の問題もあり、また、コロナ禍の影響により事業所数が減少していることから、関係機関と協力しながら改善策を検討していきます。

(3)居住系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
①共同生活援助(グループホーム)	共同生活住居(グループホーム)において、相談や日常生活上の援助を行います。必要な人に対しては、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②施設入所支援	施設に入所して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の支援を行います。
③自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等の利用者で、一人暮らしを始めた障がい者に対し、訪問や電話、メール等による随時適正な対応で、地域生活が円滑に出来るよう相談・助言等を行います。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第6期計画			第7期計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①共同生活援助 (グループホーム)	実績	人分	602	637				
	見込	人分	590	620	650	740	798	860
②施設入所支援	実績	人分	343	340				
	見込	人分	331	329	327	332	328	323
③自立生活援助	実績	人分	0	0				
	見込	人分	0	0	0	1	1	1

【見込量の考え方】

①共同生活援助(グループホーム)

実績では、見込みを上回っており、利用実績も増加しています。地域へ移行する際の住まいの場として、年々増加傾向にあります。

第7期については、実績を基に増加を見込んでいます。

②施設入所支援

重度化や高齢化により死亡、長期入院、介護施設への移行などが増えており、地域への移行は増減があるものの横ばいとなっています。一方で、入所希望者も多いことから、利用者数は減少していますが、見込と比べて減少幅は小さくなっています。

第7期については、国の基本指針に基づき、施設入所者数が5%減少すると見込みました。

③自立生活援助

実績はありませんでした。

第7期については、令和5年度において市内に指定を受ける事業者が見込まれるため、新たにサービスを利用すると見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

地域移行を推進するためには、強度行動障がいや重症心身障がい、医療的ケア等、個々の特性に対応できるグループホームの確保が必要です。

特に、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の支援が必要な障がい者は、日中サービス支援型グループホームのように常時の支援体制が敷かれた居室を求められています。

障がい者の重度化・高齢化なども踏まえ、多様なニーズに対応するために、広域的な調整も図りながら必要な支給量を確保していきます。

(4)相談支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
①計画相談支援	サービス利用の支給決定時または決定後に、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとの計画の見直し(モニタリング)を行うものです。
②地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者が、地域生活に移行する支援を行うものです。
③地域定着支援	地域生活に移行した单身もしくは同居している家族の支援を受けられない障がい者に対し、連絡体制を常時確保し、緊急の相談等に応じるものです。

【実績値・見込量】

サービス名	月あたり	第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①計画相談支援	実績	人分	1,888	1,980			
	見込	人分	2,003	2,163	2,336	2,181	2,289
②地域移行支援	実績	人分	3	1			
	見込	人分	4	6	8	3	4
③地域定着支援	実績	人分	0	0			
	見込	人分	2	3	4	2	3

【見込量の考え方】

①計画相談支援

実績では、見込みを下回っていますが、利用実績は増加しています。
第7期については、実績を基に増加を見込んでいます。

②地域移行支援

実績では、見込みを下回っており、利用実績は、令和4年度は減少していますが、年度によって増減はあるものの、利用者数は横ばいで推移しています。
第7期については、地域生活への移行における重要な役割を考慮し、増加を見込んでいます。

③地域定着支援

実績はありませんでした。
第7期については、令和3年度と令和4年度の実績はないものの、令和2年度までは実績があり、地域生活への移行における重要な役割を考慮し、増加を見込んでいます。
※平成30年度:1件、令和元年度:2件、令和2年度:1件

【見込み量確保のための方策】

計画相談支援については、ニーズが増加しており、事業所が不足している状況が伺えます。広域で調整を図る等を行い、支給量の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、福祉施設の入所者や長期入院中の精神障がい者等の地域への移行に関わるサービスであるため、関係機関と連携を図りながら支給量の確保に努めます。

2. 地域生活支援事業の見込み量と方策

(1) 必須事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
①理解促進研修・啓発事業	障がい特性をわかりやすく解説するとともに、理解を深めるための研修・啓発・広報活動等を行うものです。
②自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
③相談支援事業	障がい者本人やその家族・保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言・権利擁護のために必要な援助を行うものです。
④成年後見制度利用支援事業	知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び報酬を助成するものです。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人を確保できる体制の整備や、市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
⑥意思疎通支援事業	聴覚障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図るものです。また、手話通訳者を設置し、市役所の手続きなどにおける聴覚障がい者の相談支援事業などのコミュニケーションを円滑に行うものです。
⑦日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、在宅の障がい者等に必要な用具を給付するものです。
⑧手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援者を養成するものです。
⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に外出のための支援を行うものです。
⑩地域活動支援センター	基礎的事業では、創作活動、社会との交流の促進などの事業を行います。機能強化事業では、専門員の配置による相談事業や地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものです。

【実績値・見込量】

サービス名		第6期計画			第7期計画			
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
①理解促進研修・啓発事業	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
②自発的活動支援事業 (夏休み教室)	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
③相談支援事業								
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
④成年後見制度利用支援 事業(実利用者数)	実績	8	12					
	見込	16	17	18	14	15	16	
⑤成年後見制度法人後 見支援事業	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
⑥意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派 遣事業(実利用者数)	実績	43	38					
	見込	40	42	44	42	44	46	
手話通訳者設置事業 (実施箇所数)	実績	2	2					
	見込	2	2	2	2	2	2	
⑦日常生活用具給付等 事業(給付件数)								
介護訓練支援用具	実績	14	10					
	見込	20	23	26	14	16	18	
自立生活支援用具	実績	60	39					
	見込	60	65	70	41	42	43	
在宅療養等支援用具	実績	31	42					
	見込	35	38	41	44	45	46	
情報・意思疎通支援用具	実績	70	77					
	見込	85	88	91	79	80	81	
排泄管理支援用具	実績	4,638	4,692					
	見込	4,700	4,780	4,860	4,720	4,740	4,760	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実績	3	4					
	見込	10	10	10	5	5	5	
⑧手話奉仕員養成研修 事業※養成講習修了人数	実績・見込	25	27	20	45	25	25	
⑨移動支援 事業	実利用者数	実績	122	115				
		見込	175	180	185	125	130	135
	延利用時間数	実績	5,449	5,470				
		見込	13,000	13,400	13,800	6,000	6,240	6,480
⑩地域活動 支援セン ター	実施箇所数	実績	6	6				
		見込	6	6	6	5	5	5
	実利用者数	実績	138	120				
		見込	151	155	160	99	90	82

【見込み量確保のための方策】

⑥意思疎通支援事業

手話通訳や要約筆記に関する広報活動を充実し、障がい者の利用促進に努めます。

⑦日常生活用具給付事業

利用者及び取扱業者と連携を図り、用具の種類、適正価格の把握に努め、種目の変更や基準額、耐用年数の変更等について、時代に合わせた適切な給付を実施していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

SAGA2024 国スポ・全障スポに向けて、手話奉仕員養成講座の講座数を増やし、ボランティアの確保に努めます。また、受講生を増やすために広報・啓発に一層力を入れるとともに、初心者が手話に親しめる環境や、講座修了後も修了者がスキルアップを図るための環境整備を行います。

⑨移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出機会の提供を図るため、ニーズに応じた事業所によるサービス供給量を確保していきます。

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターに対する委託事業として実施し、医療・福祉及び地域との連携強化や日中活動の場を提供することで、障がい者等の地域生活の促進を図ります。

あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、適切な運営の指導・援助等を行い、利用状況の把握に努めます。

(2)任意事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
①福祉ホーム	家庭での日常生活が困難な障がい者に対して、低額な料金で、日常生活に適した居室やその他の設備、日常生活に必要なサービスを提供します。
②訪問入浴サービス	入浴が困難な身体障がい者の生活を支援するため、訪問による居室での入浴サービスや送迎による施設での入浴サービスを提供します。
③日中一時支援	障がい者などに日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
④点字・声の広報等発行	視覚障がい者に対して、社会生活上必要な情報を点字、音声により提供します。
⑤要約筆記教室	聴覚障がい者とのコミュニケーション手段の1つである要約筆記について、必要な技術の習得を目的とした講座を開催します。
⑥障がい者等緊急時居室確保事業	障がい者を介護・介助する家族等が事故、疾病、葬儀等の事由により、介護・介助することが困難になった場合において、障がい者に対し、一時的な宿泊場所を提供します。

【実績値・見込量】

サービス名			第6期計画			第7期計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①福祉ホーム	実施箇所数	実績	2	2	/	/	/	/
		見込	3	3	3	2	2	2
	実利用者数	実績	9	10	/	/	/	/
		見込	8	8	8	10	10	10
②訪問入浴サービス	実施箇所数	実績	4	4	/	/	/	/
		見込	4	4	4	4	4	4
	実利用者数	実績	9	9	/	/	/	/
		見込	6	6	6	7	7	7
③日中一時支援	実施箇所数	実績	23	26	/	/	/	/
		見込	25	25	25	28	29	30
	実利用者数	実績	36	46	/	/	/	/
		見込	110	110	110	50	52	54
④点字・声の広報等発行		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤要約筆記教室	実利用者数	実績	5	7	/	/	/	/
		見込	25	25	25	13	7	7
⑥障がい者等緊急時居室確保事業		実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量確保のための方策】

- ・日中一時支援事業については、専門的な人材の育成を図り、サービスの向上やサービス提供事業者の育成支援を進めていくことで安定したサービス供給量の確保に努めていきます。
- ・要約筆記教室については、SAGA2024 国スポ・全障スポに向けて、講座数を増やし、ボランティアの確保に努めます。
- ・その他の事業についても、関係機関との連携を図りながら、広報・啓発活動を行い効果的な事業実施に努めます。

(3)地域生活支援促進事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
①特別促進事業(生活サポート)	障害支援区分非該当となった障がい者等で、日常生活上の支援を行わなければ生活に支障をきたすおそれがある場合に、家事援助等のサービスを提供するものです。
②障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、行政を含む地域の関係者の支援体制の強化や協力体制の整備を図るものです。
③発達障がい者及び家族支援事業	発達障がいのある子どもの保護者を対象に、「前向き子育て教室(ステッピングストーンズ・トリプル P)」を開催し、保護者が子どもに対する適切な関わり方を身につけるものです。

【実績値・見込量】

サービス名		実績値			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①特別促進事業(生活サポート)	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②障害者虐待防止対策支援事業	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③発達障がい者及び家族支援事業	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3. 障害福祉サービス等の確保のために

(1) 障がい福祉人材の確保

少子・高齢化社会の進展等により、福祉サービスに対するニーズは増大・多様化し、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められています。

一方で、生産年齢人口の減少に伴い、労働力人口も減少が見込まれる中、福祉サービス分野においては、深刻な人手不足の問題が生じています。

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来に渡って安定的に質の高い障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉事業を実施していくためには、サービス提供体制の確保と併せて、それを担う人材を確保していくことが必要です。

利用者のニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保し、またその定着を図るために、関係機関と連携しながら協議・検討を進めていきます。

【取組みについての方策】

○福祉人材の確保及びその定着について、関係機関による協議の場を設けます。

※ワークショップあるいは自立支援協議会の活用等を想定。

○関係機関の協力を得ながら、現状の把握と課題の洗い出しを行い、具体的な取組み内容や方向性を検討します。

○実践できるものから順次実施していきます。

第4章 計画の目標

1. 令和8年度(2026年度)に向けた目標の設定

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針(令和8年度(2026年度)末の目標)】

- ・令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置する
- ・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする
- ・令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所以上確保する
- ・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

【令和8年度(2026年度)の目標値】

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置	実施	児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置
保育所等訪問支援の実施	実施	児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所との連携のもと実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置	実施	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施	各市町村または各圏域において設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	各市町村または各圏域において設置

【目標達成のための方策】

○成果目標に掲げる事業所は、いずれも市内に設置されており、国が示す数値は達成しています。引き続き、重層的な地域支援体制の構築や障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するために、関係機関と連携を図りながら体制づくりに努めていきます。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を、平成30年度末に、神崎市及び吉野ヶ里町と合同で設置しています。引き続き課題解決に向けての協議や情報交換等を行っていきます。

②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援センターの設置数	2	2	3	3	3	3
保育所等訪問支援事業所の設置数	4	5	6	6	6	6
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	4	8	8	8	8	8
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施	実施	実施	実施	実施	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	3	1	2	2	2	2
前向き子育て教室(ステップングストーンズ・トリプルP)の参加者	10	9	5	5	5	5
親子教室の参加家族数	76	120	120	120	120	120

第5章 障害児支援サービス等の見込み量と方策

1. 障害児福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策

(1) 障害児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
① 児童発達支援	小学校就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
② 放課後等デイサービス	学校(小学校から高等学校まで)に通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。
③ 保育所等訪問支援	保育所や幼稚園などを利用中又は、今後利用を予定している障がい児に、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
④ 居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援の提供を行います。
⑤ 医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の児童に、児童発達支援及び治療を行います。
⑥ 障害児相談支援	児童福祉法の障害児相談支援の対象者に、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や、一定期間ごとの計画の見直し(モニタリング)を行います。

【実績値・見込量】

サービス名		月あたり	第2期計画			第3期計画		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
①児童発達支援	実績	人	376	464				
		人日分	2,234	2,765				
	見込	人	330	378	433	705	869	1,071
		人日分	1,815	2,079	2,381	4,230	5,214	6,426
②放課後等 デイサービス	実績	人	807	921				
		人日分	9,564	10,467				
	見込	人	816	927	1,053	1,186	1,345	1,526
		人日分	9,384	10,660	12,109	13,046	14,795	16,786
③保育所等訪問 支援	実績	人	1	9				
		人日分	1	4				
	見込	人	2	2	2	13	15	17
		人日分	2	2	2	6	7	8
④居宅訪問型 児童発達支援	実績	人	5	6				
		人日分	25	15				
	見込	人	5	6	7	8	9	10
		人日分	25	30	35	20	23	25
⑤医療型児童 発達支援	実績	人	0	0				
		人日分	0	0				
	見込	人	0	0	0	0	0	0
		人日分	0	0	0	0	0	0
⑥障害児相談支援	実績	人	798	940				
	見込	人	800	952	1,132	1,327	1,576	1,872

【見込量の考え方】

①児童発達支援

実績では、人日分・利用者ともに見込みを上回っており、利用実績も増加しています。
第3期については、実績を基に増加を見込んでいます。

②放課後等デイサービス

実績では、ほぼ見込みどおりで、利用実績も増加しています。
第3期については、実績を基に増加を見込んでいます。

③保育所等訪問支援

実績では、人日分・利用者ともに見込みを上回っており、利用実績も令和4年度に大きく増加しています。
第3期については、実績を基に増加を見込んでいます。

④居宅訪問型児童発達支援

実績では、人日分は見込みを下回っており、令和4年度の利用実績も減少していますが、令和元年度以降は増加傾向となっています。また、利用者はほぼ見込みどおりで、利用実績も増加しています。
第3期については、実績を基に増加を見込んでいます。

⑤医療型児童発達支援

実績はありませんでした。
第3期についても、県内に指定を受けている事業者がないため、利用者なしで見込んでいます。

⑥障害児相談支援

実績では、ほぼ見込みどおりで、近年の利用実績も増加で推移しています。
第3期については、実績を基に増加を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

児童発達支援や放課後等デイサービスは、ニーズの増加とともに、事業所数も増加しています。地域性、専門性を考慮したうえで、質の高いサービスを確保し、利用者及び家族の状況等を勘案して必要な支給量を確保するように努めます。

障害児相談支援については、計画相談支援同様に事業所の不足がみられるため、広域的な調整も図っていきます。

第6章 計画の推進体制

1. 制度の普及啓発等

障がい者を取り巻く諸制度の改正が多く、用語も専門的なため、利用者が改正の内容を把握することがより難しくなっています。障がい者の自己決定と自己選択に基づきサービスを利用していく事ができるように各種パンフレット、市の広報・ホームページの活用等により、利用しやすく、わかりやすい情報提供を行います。

2. 計画の推進体制

本市では、神崎市と吉野ヶ里町と共同で「佐賀地区自立支援協議会」を設置し、障がい者福祉の推進を含む、障がい者への支援に関する協議を行っています。

本協議会は、障がい者が普通に暮らせる地域を目指し、今後も、多職種の様々な関係機関が共通の目的に向け、具体的に協働するネットワークにより、福祉サービスに関する社会資源の改善と開発を行います。

3. 計画の進行管理

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること(PDCA サイクル)とされています。

PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、佐賀地区自立支援協議会等から年1回点検・評価を受け、公表することとしています。